

## 第2回那珂市住民投票条例検討委員会 会議録

1 開催日時 平成26年9月19日(金) 午後2時00分から午後4時20分まで

2 開催場所 那珂市役所本庁舎5階 503・504会議室

3 出席者

(1) 委員

吉田勉委員長、馬渡剛副委員長、鈴木富士雄委員、庄司元次郎委員、  
菊池賢一朗委員、高村忠夫委員、篠原恵子委員、長岡恵子委員

(2) 事務局

市民生活部：部長 秋山悦男

市民協働課：課長 中山悦男、課長補佐(総括) 根本実、  
課長補佐(市民活動グループ長) 加藤裕一、係長 照沼克美

4 欠席者 なし

5 傍聴者 1名

6 会議内容

(1) 開会

○事務局

本日はお忙しい中、お集まりいただき誠にありがとうございます。

定刻を過ぎましたので、ただ今より、第2回那珂市住民投票条例検討委員会を開催させていただきます。

開催に当たりまして、委員長より、ごあいさつをいただきたいと存じます。

(2) 委員長あいさつ

○委員長

はい、どうも皆さん、お忙しいところ今日はありがとうございます。

第1回目につきまして、今日は2回目ということで、非常に重要な課題を検討いただくことになっておりますので、よろしく願いいたします。

今日は折しも世界的に言うと、住民投票と言えばスコットランドですが、さっきニュースで聞いてきましたら、何か反対派の方が55パーセントぐらいですか。占めまして、恐らく分離しないという方向で決まったようなんですね。そういう訳で午前中、ちょっと私の大学、今日が授業の開始なもんですから、このことに触れたり、あるいはこの那珂市のことも触れまして、学生に意見を聞いたら、スコットランドが独立するのは余りよくないという意見が大勢を占めたんですが、こういう住民投

票、地域の問題についての住民投票については、積極的にやるべきだという意見があつて、いろいろ問題があるんだろうと思うんですが、そんなような意見でしたので、一応報告させていただきます。

そういう訳で、後でまた事務局、あるいは私の方から進行させていただきますけれども、今日は本当に実は検討1、ないし3、4ということやるんですけれども、非常に重要なテーマですので、皆さん積極的にご意見いただきまして、非常に重要な審議の方をよろしくお願ひしたいと思います。

では、よろしくお願ひいたします。

### (3) 協議

#### ア 検討1 投票の対象事項について

##### ○事務局

ありがとうございました。

それでは、設置要綱第6条第1項の規定に基づきまして、これからの進行を委員長にお任せいたします。

委員長、よろしくお願ひいたします。

##### ○委員長

はい。それでは、進行させていただきます。

早速ですね、協議事項に入りたいと思います。先ほど言いましたように検討テーマの1ということで、投票の対象事項について、まず事務局から説明いただきまして、それを踏まえまして、ご議論の方をお願ひしたいと思います。

それではよろしくお願ひいたします。

##### ○事務局

はい。事務局の方からご説明させていただきます。

資料の確認をさせていただきます。前もって。

##### ○委員長

すみません。進行がミスってしまいまして、ちょっと戻るということで、すみません。

事務局からですね、前回の1回目の委員会では、決定事項について、おさらいと言いますか、確認させていただきたいとのことでしたので、私の方から説明というか、確認させていただきたいと思います。

まず、前回8月29日でしたけれども、決定した事項としましては、開催時間をおおむね2時間程度とするということ。それから、会議あるいは会議録は原則として公開するというものでありまして、ただし、個人情報に係る部分については私の方で皆さんにお諮りして決定する。それから、傍聴人の写真撮影や録音を認めるということ。それから、委員名簿は公開するというもので、既にホームページなどで公開されたり、あるいは新聞などでも発表されているようです。それから、会議録については、会議内容の全部を記載・記録しまして、各委員の確認を経て、市

のホームページで公開すると。1回目のやつが皆さんのところへ行って確認されている最中だと思いますが、そういった段取りになると思います。ただし委員の個人名は表記しないということで、誰が誰だか分からないので、A委員とかB委員とかっていう形になるんだろうと思いますが、そういったことが確認されました。

それから審議の中で、いろいろ議論いただきまして潤達なご議論いただきましたが、その中でですね、前は検討テーマをどれにするかということでご議論いただいたわけですが、そのうち、検討6に関してですね、一般選挙と住民投票日をどうするのかという論点を加えるべきでないかという、これはD委員の方からいただきましたけども、非常に重要なご意見いただきまして、これについて皆さんと検討した結果、検討テーマに加えるということになりましたということでした。

以上、前回の確認事項でしたので、これについて何かご質問、あるいは確認ありますか。

(意見・質問なし)

○委員長

よろしいですか。それでは、すみません途中で、ちょっと戻ってしまいまして。それでは引き続き、検討1について事務局の方から説明をお願いいたします。

○事務局

はい。事務局の方からご説明いたします。

まず、資料の確認でございます。事前にお配りしてあります、第2回那珂市住民投票条例検討委員会次第ということで、お配りしてあるものの中に、検討1と検討3と検討4の項目が入っていると思います。それから本日お配りしました、論点4投票の形式と論点6投票の成立要件というのをお配りしてございます。これはですね、以前にお渡ししました分厚い資料4の中のものと同様でございます。それをですね、本日、パワーポイントの方に、すべて同じものを映し出してご説明いたしますので、パワーポイントの方を見ていただければ、分かるようになっておりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、第2回検討委員会資料、検討1の投票対象事項についてご説明させていただきます。まず、2ページでございます。

住民投票と関連がございますので、第1として自治体の意思決定の構図ということで、記載させていただきました。左側に首長、右側に議会、下に住民となっております。まず、Aですが、首長、市の執行部が議会に条例・予算・人事等の議案を提出し、議会が可決・同意・承認等を行います。これは通常の流れであり、法律の根拠がありまして、住民の方は非関与となっております。また、a1のように議会が修正を求める場合や、a2のように議会が質問・検査・調査等をし、首長が答弁・説明・報告をする場合もあります。次のページ、やや異例とは記載しましたが、通常の流れの中でございます。次にBですが、議会が要望・要請活動をし、首長が調整・根回しをする場合があります。これも、通常の流れでございます。この場合も住民の方は非関与となっております。次にCですが、首長が議会に議決の異議・

再議を求める、又は専決処分。例えば、既に事業等を行ってしまっていて、あとで議会に報告したり、承認をいただいたりすることがまれにございます。この流れは、首長・議会が対立したりしている場合にも見られるものでございます。この場合も、住民は非関与になっております。次にDの場合です。議会が長に対して不信任決議をしたり、首長が議会の解散を行う場合ですが、この流れは首長、議会の二元間の対立時に起こり得ます。この場合、住民は議会解散時の選挙のみ関与することができます。ここまでが、間接民主制となっています。次にEの流れです。住民が条例制定改廃の直接請求をして、長が議会に付議する場合、条例原案のみ住民が関与できることとなります。次のFの流れですが、住民が首長に解職請求、議会に解散・解職請求した場合、選挙となり、住民は選挙により最終決定をすることができます。次のGの流れですが、これが住民投票の流れでございます。住民投票条例を制定して、住民投票をする。これは諮問ということで、最終決定ではなく、意見表明となり、尊重義務を伴うものとなります。E・F・Gの流れが直接民主制となっております。その内容を表の方にまとめてございます。

続きまして、4ページの方でございます。

第2、検討1、住民投票の対象事項について、最重要検討事項の1つ、住民投票の対象事項の構造とその検討でございます。まず、定義でございます。市政運営上の重要事項の中で、どういうものが該当するのかということで、①市民に直接その賛否を問う必要があるもの、市民間、市民・市議会・市長等の間で意見の相違がみられるもの。②の1としまして、市民の福祉に重大な影響を及ぼす可能性のあるもの。②の2として、市・市民に直接利害を有するもの。というのが、市政運営上の重要事項の中の住民投票ができるものということに規定している場合がございます。その下に、定義の下に続くものとして、Aのポジティブリスト方式とBのネガティブリスト方式がございます。Aのポジティブリストというのは、定義と並列に例示するものでございます。例えば、①市の存立の基礎的条件に関する事項とか、②市の実施する特定の重要施策に関する事項というような規定をしているところがございます。次のBのネガティブリストは、定義に対しまして除外するものを示しているものでございます。この①から⑤は、代表的なものを記載しております。①の市の権限に属さない事項。市の権限に属さない事項は、住民投票をやっても何の意味もないというような意見もございます。ただし、市の意思を明確に表示しようとするものを除くという記載の例もございます。②法令に基づき市民投票ができる事項。住民投票条例以外の地方自治法等で、法令に基づいて市民投票ができるような事項は、何も住民投票条例で規定する必要はないということでございます。③特定の市民又は特定の地域のみに関する事項。これは、地域の問題になっているものを那珂市として、全体としての事項に該当するかどうかの問題でございます。一部の地域のみ問題であれば、住民投票に該当しないという判断になることもあります。④市の組織、人事又は財務執行に関する事項ということで、これは市の執行部等に地方自治法上、任せて、委任されている事項でございますので、これを除くというこ

とでございます。⑤上記以外で住民投票の対象として不適当なことが明らかな事項ということで、載せてあるものでございます。この後、各自治体の例でご説明いたしますが、ほか自治体につきましては、このネガティブリスト方式でほぼ規定されております。

続きまして、ポイントを7つ挙げさせていただきました。

ポイント1としては、定義部分の表現でございます。住民投票の対象事項の定義は、「市政運営上の重要事項」として、その定義をどのようにするのか。「市政運営上」とは「市が行う政策・行政運営に際して」ということを意味するのか。実施主体に関係なく、市の行政一般に影響のある政策・行政という意味か。(2) そうなると、「市の権限に属さない事項」を除外する意味がなくなることにならないか。

(3) 意見の相違があるということを経験するののか。(4) 「市民福祉に重大な影響」と「市・市民に直接利害関係を有する」はいずれかを採用するのが一般的だが、どうするのか。というようなことがございます。ポイント2としましては、ポジティブリスト方式とネガティブリスト方式の選択でございます。ただ今、ご説明した内容でございます。ポイント3としましては、「市の権限に属さない事項」の意味はどういうものかということですね。市の権限に属さない事項とは何を意味するのか。国や都道府県が処理権限を有する事務、許認可、処分、策定権限等ということか。

(2) その上で、「市の意思を明確に表示しようとするものを除く」とは何を意味するのか。例えば、市に最終的な権限が帰属しない許認可、産廃、原発再稼働等に対する市の意思の表示は、この規定がないと対象にならないのか。(3) そもそも「市政運営上の重要事項」であれば「市の意思を明確に表示しようとするもの」は該当するので、「市の権限に属さない事項」を明示する必要があるのか。市の意見表明をすることは、市の権限といえるのではないのか。であれば、市の権限に属さない事項のただし書きで否定することではないのでは。(4) です。そもそも「諮問型」であり、意思表示が住民投票の本体であるのであるから、諮問の相手方が市の機関に限らず、都道府県や国に向けられていると解すれば、「市の権限に属さない事項」で「市の意思を明確に表示しようとするもの」を除外する必要はないのではないのか。(5) 以上の(3)(4)から、①全体が不要として、本文の中で意見表明を明記してはどうか。しかしながら、この規定の仕方は、他自治体でのほぼ共通して見られる形式であり、それに反した規定をすることまでの必要性はあるのか。

○委員長

ポイントだけで。

○事務局

はい。すいません。

ポイント4「特定の市民・地域にのみに関する事項」の意味として、特定の市民・地域とはどういう意味かということですね。今までの住民投票は、特定地域への施設立地の是非を問うものが多くあったのですが、これはどういうふうにするのかということですね。ポイント5です。市長が本来的に執行すべき事務の取り扱い。市

長は幅広い事務について権限を持っているのですが、市長の判断に委ねられているものを除外するかどうか。ポイント6です。対象事項の性質や熟度に関する考え方。専門的な問題を住民の方に判断していただくのは、なじまないのではないかと。除外する必要はないのかということですね。それからポイント7。対象事項に該当するかしないかの判断権限ですね。市の「重要事項」に該当するかしないかの判断は、誰がするのかということですね。市長がするのか、議会がするのか。若しくは、一定の署名が集まれば、重要事項として扱うべきかということですね。

続きまして、9ページ目でございます。

住民投票の対象に関する具体的な事項での検討ということで、想定される住民投票が可能なものを1から17まで、例として挙げてみました。ここで、15番の原子力再稼働ということがありますが、今のところ、市の関与は意見でしかないのですが、これから改正する余地があるということで、後で担当課を呼んでご説明させていただく機会を設けたいと思います。それから16番、市の組織の抜本的見直しとか、市職員の人事給与システムの見直しとかは、最終判断は市なのですが、議会の議決をもって決定するものであり、住民投票の中の先ほどご説明しましたネガティブリストで除外されているものが多い事例でございます。

委員長。ここまでで。

○委員長

はい。

○事務局

一応、詳細の検討に入る前の事前のご説明は、以上にしたいと思います。

○委員長

検討1についてご説明いただきましたけども、事前に資料はお配りいただいたと思うんで、ご覧いただいたと思いますが、なかなか難しい部分があります。

最初の1ページに図がありますが、自治体の意思決定は、基本的には二元代表制ということで、住民が長と、それから議会を選んで、この人たちに委任してるという前提で、自治制度は動いてますよっていう。この中で、今問題になっている住民投票は、このような形でGということで、言ってみれば、例外的な措置としてあると。その例外的な措置は、実は従来からもあって、議会の解散請求など、最終的に決定するのは、住民の投票なんですね。そういう制度はありましたけども、我々が今検討しているのは、それとはまた別個に自治体が独自の判断で条例等により行う住民投票について、制度設計を依頼されてるという前提なものですから、そのような形で資料の最初の1ページは、おさらい的にありました。

問題は、資料の4ページですね。検討1というのは、各自自治体50いくつもの常設型の条例を作っておりますが、それを最大公約数的にまとめると、こんなふうになるということでもあります。この図が一番重要なんですけども、いずれにせよ市政運営上の重要事項を住民投票で、住民に直接意見を聞くと。ということは、住民投票の定義の一つですけども、その際に、ネガティブリストとして挙げましたけども、

重要だけれども1から5のようなものは、除外している例が基本的に多いということです。それがネガティブリストということでBですね。

それから、ポジティブリストというものは、ネガティブリストは掲げないで、重要な事項はこういうもんだと、重要な事項だけを積極的に書くだけという。これは少数派です。我孫子市とかそういったところがやっているだけで、多くはネガティブリストでやっているということです。そういうのがまず前提として、定義はこれでいいのかと。

それからネガティブリストに挙げられる項目が、ざっくり言うところのことなんですけど、実は私も専門が行政法なんですけども、かなりいいかげんな書き方をしたりして、迷うんじゃないかというところが結構あるので、その辺りについて、いくつかメモを書いておきましたけども、これは皆さんの感覚といいますか、どういふことなのか疑問だということがあれば、議論いただくということで、第1回目の検討1は、そんなような内容が重要になると思います。

さらにですね。最後に例を記入しましたが、この例は、一体ネガティブリストとかポジティブリストとか言うけれども、どういうものがネガティブリストに引かれるのか、ポジティブリストでいけるのかについて、具体的な例がないと分からないと思ったので、こういう表にしたわけです。1回目に市長の方からは、合併、あるいは原発再稼働というテーマは具体的に例示いただきましたし、それからマスコミ等でも、あの後、取材がありましたけども、原発だけを議論にしていたようなところがありましたけども、まず制度設計ですから、入口として、受け皿として、どういった規定が大事なのかということも議論いただくことが大事かと思っておりますので、そのような形で例示を出題させていただきました。

そういうことで、検討1はですね。4ページの一般的な構図ですね。リストの構図、対象事項に書いてある部分についてを中心に意見、あるいは議論をいただきたいと思っております。それではよろしく願いいたします。

#### ○B委員

説明の方どうもありがとうございました。

投票の対象事項ということで、お話しあったんですけども、選択肢が三つありますね。先日いただいた、24ページの中にあるんですけども、この中の選択肢2の課題の中で、すべて対象条件とした場合の課題として、市民投票が乱発される懸念があるということ。これは大きな課題だと思いますし、また選択肢1の限定列挙する事項の基準設定が困難である。これはまさしく困難だと思いますので、このような大きな課題を抱えているとなれば、個人的には、選択肢3、例外規定を設ける、特徴としても、判定が容易であるということと、市が判断できない事案への投票の可能性も排除できる、ということを考えれば、選択肢3を選択した方が無難なのかなということを感じました。

以上です。

#### ○委員長

ありがとうございました。

B委員の方から、前に配られたかなり分厚い資料の 24 ページをご説明いただいたわけですね。その中で、結論的にネガティブリスト方式がいいのではないかという意見ですね。市の方で作っていただいた課題とか、デメリットなんかも踏まえると、ここでいうところのBですね。ネガティブリスト方式が形としてはいいのではないかという意見です。

そのほかありますか。

#### ○A委員

その前にですね、私も友人とかにですね、住民投票の件で会議を持つと話をするんですけども、まず、住民投票がピンとこないんですね。でもって、本当にもう、住民投票ということですけど、自由民主党なんて言う人もいるし、そういうことで、非常に市民の意識が非常に低いというのは感じるなということを感じました。

それを前提にやっぱり、私も 60 になりますけども、住民投票を 1 回もやったことないですね。ですから、非常に関心は薄いなというのが実感ですね。それに基づいて、決めるのであれば、今、B委員の言ったように、ネガティブしかないなというふうな感じを持っています。

以上ですね。

#### ○委員長

いきなり結論的な議論になってますけども、それはご意見として。全般的に対象事項はどういうものが必要かっていう、そもそもからご意見いただいた方がいいかなと思います、いかがですか。

記述方式が、これがいいかどうかっていうのは結論、いきなり結論にいてますけども、今、A委員の方からありましたように、住民投票ってわけ分からんという意見が住民には一般的だという意見が、これは重要な意思表示ですけども。そうした中で、いきなりこの方式がいいっていうのを最初に決めちゃうこと自体が、どうかなと思うところもあるので、対象事項として、どういものが住民の意向を直接聞くのにふさわしいかっていう観点から、結論は別にして、その辺のご意見をいただければと思います。

はい。C委員。

#### ○C委員

ここに書いてあるとおりになんですけども。市民に直接その賛否を問う必要があるものということで、ネガティブの中で、市の権限に属さない事項ですか、こういったもののポイントの中で進めてくと、ただし書きの中で言っていることを読み解けば、結局は、市の意見として国会だとか、県議会とかに市の意見を出すというようなこともあれば、結局は、全部が市の権限の中に入ってしまうのか、そうすると非常に難しい。先ほど委員長の方からお話がありましたけれども、これを突き詰めていくと、非常に難しいので、その辺のことが正直なとよく分からない。

文章として表すのには、こういうふうになってしまうのかなって気がするんです



けど、例えば、この5番で、住民投票の対象として不適切なことがというのは、誰が判断するのか。そういったことを頭の中に入れながら決めないと、例えば、住民発議請求の署名だとか、市長がやるのか、議会の過半数でやるのかとか、そういったことを頭に入れながら、やっていかないと無理かなと思うんですけど。

○委員長

ありがとうございました。

C委員の今のご意見は非常に重要ですので、関連した資料を簡単に説明しておきますと、広島市で、最近、最高裁までいった事案がありまして、8ページですね。これは、4ページですね、「重要な事項、しかし、次のものを除く」というネガティブリスト方式で広島市は作ったんですね。そしたら、広島球場を取り壊すかどうかというのを、住民投票にかけようと思って、市民が署名集めを始めた段階で、市長の方で、これは市の重要事項ではないと却下した事例がありました。集まった後ではなくて、代表者の署名請求というのがあって、代表者が10人くらい、市民から選ばれて署名集めするよと、最初にやる段階の代表者の署名請求なんですけども、その時に、これは広島球場の取り壊しにイエスカノーかっているのは、我々一般的にいうと広島球場ってすごい重要だから、広島市民にとっては、原爆ドームと同じくらい重要なのかなど思ったりするんですが、市長の判断としては、市の重要事項ではないと却下したんですが、それが最高裁までずっといったんですね。実は高裁で決まって、最高裁は棄却でしたけども、そういうようなトラブルが結構あるので、決め方も大事だというようなことで、住民は不安になると思うんですが、その辺りいかがですか。

その辺りというか、それも含めて。

○A委員

はい、対象事項ということなんですけども、やっぱりその100年・200年先に私たちの子孫というかですね、そういう人たちがやっぱり困るような事態になると予測されると。そういう事項がやっぱり住民投票になるべきだというふうに私は思うので、例えば、原子力再稼働という、15番にありますけども、そういうものは、原子力規制委員会の方で決めていただいて結構だと思うし、ただこの問題で、原子力というものを、果たして100年・200年先にどうするのかという問題は、また住民投票するべきだというふうに思うんですね。

そういうふうな形が一番いいかなというふうに思います。以上です。

○委員長

はい。ありがとうございました。

今、具体的に原子力という話がありまして、現在生きている我々ではなく、将来的なというご意見をいただきました。仮にそういうことであれば、定義の部分ですね。市民の福祉に重大な影響を現在及び将来にわたって影響があるという規定の仕方もあるわけですね。頭の使いようなので、いくらでも規定の仕方できますので、そういうご意見をいただいて、事務局で後でまとめていただくのがいいかと思いま

すので。そういう意見が重要な意見ですので。こういうテーマをやった方がいいだろうという場合は、どういう規定でそれを、みんなが大方の人が、争いなく判断できるかというのが条例の作り方ですので、そういうことを、これは技術的なことになるので、事務局にお願いしますということになるんですが、私どもの委員会は、どういうことが大事かということを議論いただくことが重要だと思いますので。その結論が、ネガティブリストにいくのか、ポジティブリストにいくのかということになると思います。そうした視点からのご意見も非常に重要ですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

はい。E委員。

#### ○E委員

はい。今、Aさんの方からも意見が出ましたけれども、やっぱり重要事項っていうと、人によってかなり取り方も違うんですね。片や100年、200年先のことが重要だと言う人もいれば、今日先の起きたことも重要なら重要だと考える方もいると思うと、この定義をしっかりと、条文の最初に書きますよね。その下に、いくつか条文の2、3にいく前の本問、その部分が1番大事だから、そこをまず決めるのには、今日の資料の5ページのポイント1の部分、重要事項をどう定義するか。ここに1から4が問題点で出てるので。

私がつ引かかったのは、(4)の市民福祉に重大な影響と市・市民に直接利害関係を有する。このどちらかの言葉を使って定義してる、定義に入ってるんですね、この言葉の。この文章を読むとそうなんですけど、私、ちょっと調べてみたんです。常設の52の自治体が、前にいただいた資料で表になっていますね。論点2の資料です。14ページから23ページにわたって、この条項が全部入ってます。それを全部調べてみたんです。そしたら、確かに利害関係を有するが1番多いんです。その次に福祉という言葉がちらちらあります。この二つだけじゃないんです。私がつがついたのは、この二つの言葉がどちらも入ってないのがあるんです、結構。それで、1から52のリストの順というのは、施行順で年月順ですよ。それをずっと見ていくとがつがつくのは、最初のころは利害関係とうたってたんです。ところが途中から、どちらもうたわない、あるいは福祉という言葉も出てきて、今現在に近い部分のところでは、この三つが拮抗してるような感じで、私たち今から具体的に、いずれか再利用することになるところもあるけれど、もう一つ、書かない選択肢。私はどちらかという、この福祉というのは、これも誤解を与える言葉で、これ狭い意味での福祉ではないと思う。福祉課でやってる仕事ではなく、市民の幸せみたいな意味での福祉だって、大きい意味の福祉だと思っても、やっぱり人によって取り方が違うから誤解を与える、福祉では。利害って言ったら、商売だったら企業だったら利益を優先かもしれないけど、自治体は、その利益だけで動くとも限らないときが、選択しなければならないときが、長い歴史の中ではあるのではないかな。

例えば平時のときは余りないけど、こういう住民投票って、どちらかというときと有事のようなときに起こりやすいですよ。そういうときもあると思うんです。戦争

だとか、この間、福島で原発が起きたと言って、処分場はどこにすると行って、国が県内の高萩か何かに指定しようとしたことがありますよね。その時、市も市民も恐らく反対だと言ったでしょうが、そういうときに、私これ、例えばの話です。

その高萩の市民さんに、公務員の方に、俺は実は持ってくるのは賛成だと言ったんです。それで、その方はお金と交換だからと言いましたけど、私も、やっぱりお金が先ではなくて、日本のどこかが引き受けなければ、日本が立ちいかない。被災地がそれ以上どうにもならないとかという、利害ではなくて、決めなければならない、苦しい状況だってあるときに、うちが犠牲になるかというね。ちょっと、そういうおまけもあるなら、そんな選択をする人も、実際には住民の中にいると。

そういうときこそ、住民投票って生きてくるかもしれない。そうすると、利害というのは、やっぱり自治体を使うにはなじまないような、お金だけで決めるものでもない。市が利益、収入が上がるかどうかだけで判断するようなことに、この言葉を入れるとなってしまう。だから入れない方が、ネガティブを五つぐらい出しますけど、私もネガティブなんですけど、出せば、それに当らないものは全部重要事項ということです、裏替えせばね。その方がこんなに福祉だとか、利害関係という言葉縛りを持ってくると、これを住民投票するのしないと、判断する人が判断に迷う。もっとすっきりさせた方が、そんな意味もあって、多分どちらの言葉も入れない例が起きてきてるんじゃないかって、私はちょっと読んだんですね。

そこだけはちょっと私が意見として言っておきたいなと思いました。

#### ○委員長

はい、ありがとうございました。

よく見ていただいて、最近の傾向から見ると、確かにそのような傾向があるようです。利害関係とか、福祉とか。ここで委員もお分かりだと思うので、説明いただいたので。福祉というのは、言ってみれば、公共の福祉みたいな福祉で、いわゆる福祉部がやる福祉とは違うというのは分かるんですが、それが誤解を与えるのではないかというご意見ですね。それから、直接利害といっても、経済的な利害だけではなくて、いろんな意味での利害だろうとは思いますが、それも誤解を与えるので、狭くしてはどうかというご意見でしたね。

そういうご意見をいただきましたが、そのほかこれに関連して、あるいはそれ以外でも。

4ページを見ていただきたいのですが、結局、市政運営上の重要事項なんですね。それを定義するときに、それであって直接市民の賛否を問う必要があるもので、②の枝分かれの1と2というのは、どちらかなんですね、ほかのやつをオーソドックスにまとめてみると。という構造があるんですけど、今のE委員の意見は、②はいいのではないのかという。②の枝分かれ1の方は必要なんですか。これも必要ではないんですね。

#### ○副委員長

三つ目ということの選択肢を付けろということなんじゃないんですか。要するに

②の1、②の2という二つの選択肢じゃなくて、②の3という三つ目の選択肢っていうのを。要するに、1と2だと余りにも限定的になっているので、もう一つの選択肢として、②の3というのを新たに設けた方がよろしいのではないかとということですか。違うかな。

○E委員

②の1と2はあえて必要ないということ。それを入れなくても、入れない方がこの趣旨が分かりやすい、重要事項の意味は。

那珂市の場合は、既にこの上の条例で那珂市協働のまちづくり推進基本条例っていうのに、第18条には市民投票についてうたってある。その本文は、市長は市民生活に極めて重要な影響を与える事項について、広く市民の意思を直接問う必要があると認めるときは、市民投票を実施することができる。

市長ができると書いてあるのは、分かりやすい言葉で書いてあると思うのです。これで、あとネガティブをいくつか、こういうものはただ該当しないよと出しとけば、余計な言葉を付けない方が判断がしやすいと、私は思って。それだけで間に合うんじゃないかと。

○委員長

非常に大事なご意見でして、定義をもっとシンプルにして、シンプルな道筋が前にある那珂市の協働のまちづくり基本条例で市民投票を位置付けているのは、かなりざっくりですよ。市民生活に極めて重要な影響を与える事項で、広く直接住民の意見を聴くということだけしか書いていない。

つまり、①ぐらいしか書いていないということですね。②の枝分かれ1も、枝分かれ2も必要ないんじゃないかと。逆に入れちゃうと、限定的になって、はじかれるものが多くなっちゃうんじゃないかという意味ですね。

○E委員

代わりにネガティブを5つも書いとけば、私はネガティブがいいと。

○委員長

定義は漠としたものがないのではないかと。

○E委員

そうですね。

○委員長

というご意見ですが、いかがですか。今、非常に大事な重要なご意見でした。重要なご意見というのは、選択するのに当たって重要なご意見でしたが。

D委員。

○D委員

お聞きしたいんですが、実は住民の方に住民投票の案件で、私委員になりましたんで、問い合わせがあったんです。今さらやらなくても、協働のまちづくりでも、市長は議案があったら提案できる権限を持っていますよね、条例で作りましたと。それで市長は十分できるんじゃないかと。

市の住民は、ことさら住民投票をもう一度細かくやらなくても、協働のまちづくりの条例の中に、提案があるんで、それでできるんじゃないのという質問があったんです。

○委員長

その趣旨はですね。協働のまちづくり基本条例で、市民投票をすることができると書いてありますよね。そのことを言われているのですか。

○D委員

はいそうです。それでできるのだから、規定しないで、その議題が出た時点で論議すればいいんじゃないのと。

○委員長

市の方の見解なんですけど、私ども前回諮問を受けた時もそうなんですけど、「できる」という規定をしておいて、具体的には別に条例で定めるといことが委任されているので、これを検討するのが、この委員会の職務になってくると思うのですが。

○D委員

案件がまだ定まってないですよ。何をやるか。どういうふうにするか。

架空の論争になっちゃうんで。架空の論争を何時間やっても同じじゃないのと言われたんです。

○委員長

その意見は重要な意見ですが、私ども委員会の存立にもかかわる意見なんですけど、そういうことなんです。

こういうのは抽象論になってしまうので、9ページに書いてあるような、こういうものがはじかれるのか、はじかれないのかということイメージいただくために、9ページを作ってるんです。

そういう意味で、何か架空の問題が分かんないでというのではなくて、実はあるとすれば、こんなものがあるのではないかという、そういうのを参考までにご意見いただければと思うのですが。

例えば、①の総合計画というのは、執行部が作りますよね。市長がですね。市長が作って、一般的な自治体はそれで終わりです。かなりいろいろやっている自治体は、議会の議決事項にしている自治体もあります。地方自治法で、追加して議案にするということができるようにしてるんですけども。そういうことをしていない自治体が多いんです。

つまり、市長の権限だということですね。それを住民投票で、こういう総合計画でいいかどうか聞こうっていう自治体もいくつかあります。それを聞いたときに、総合計画というのは大きな内容ですので、それをイエスかノーか聞くのかというのが、「賛否可能か」というクエスチョンを付けているんですね。

そういうふうはこの表はできていますので、例えば、ほかのところも参考までにご意見いただければと思うのですが。

○委員長

筋の話なので、委員長の私の方から、ちょっと言います。例えば、市の権限に属さない事項って、一体何かっていうのは、分かりづらいと思うんですね。具体的に何だと。

これでいうと、例えばですね。産廃処分場の設置というのは、都道府県知事、14番ですね、これ権限であります。例えば、その前に林地開発。ここ一週間くらい新聞をにぎわしている、どっかの市町村に対して、県が市長の意見を聞くのに、市長の意見をねつ造しちゃったんですね。それで許可を下しちゃったっていうんで、今日あたりの新聞でもいろんな問題になってますが。これは正に、市の権限はないんです。許可は知事ですから。ただ、市長としては、意見を言う権限があるんです。

これは市長の権限なのか、あるいは市の権限に属さない事項なのかということも、結構、争いがあるんですね。先ほど言いましたが、出来てる条例がいいかということ、判断に迷うのが一杯あるんだろうと思うんです。

そうしたときに、皆さんが見たときに、これは分かんないなあといったときに、こんなの分かんないから、もっとはっきり書いた方がいいんじゃないかというのが、事務局の意見として言っていたと非常にいいわけですね。後々出来てから、なんだったのかなとなるのが、一番不幸です。

○委員長

はい。F委員。

○F委員

先ほどのEさんがおっしゃったことについてなんですけど、私も住民投票って、その結果っていうのは、住民の意思表示だと思うんですよ。

だから、その頭にくる定義の部分って、すごく大事な部分だと思うんで、やっぱりある程度シンプルで、分かりやすい方がいいのかなっていうのは、感じたところなんですね。

だから、また戻っちゃうんですけど、2の1とか、2の部分っていうのは、やっぱり人によっては、すごく取り方に差があると思うし、それに対して、それを理解できるようにするためには、またそこに細かい箇条書きが必要になってきちゃうような気もするので、なるべく、何とかシンプルな感じで、書かないか、もっと分かりやすく、言葉的にっていうことなんですけど、何かできれば、一般的に今度こういうことやることになりましたとって資料をもらっても、分かりやすいのかなと思ったんですけど。

○委員長

役人は結構ですね、こういうものが大事だっていうのを市民に示したいっていうので、重大な影響を及ぼすとか、直接利害関係を有するっていうふうを書くんですね。書くと、書けば書くほど、解釈がある程度収束するんですね。

漠として、重要事項、それでネガティブリスト以外のものっていった場合に、本当にそんな重要かどうか、そのときに争いが起きる可能性があるんで、なるべく限定したいという考えもあれば、E委員の言った意見のように、重要な事項と決めて

おけばってというのが、二つどっちがいいかっていうのは、いろいろあると思うんですね。

ただ、今のお二人の意見は、できれば定義のレベルでは、かなり漠然として、何でも読めるような方向にした方がいいってのご意見なんですかね。あんまり、協働のまちづくり条例で書いてある以上のことを、細かく絞るのはどうかっていう意見でよろしいですか。お二人。

(E委員、F委員うなずく)

○委員長

そのほかの方、いますか。C委員。

○C委員

そうですね、私もE委員と同じように思います。

頭の部分で、確かに、こういうものを入れるとなると、先ほど言ったようにお金の話とか、それから、市民福祉、福祉と言っても、市民の幸せとかそういうものじゃなくて、小さい意味での福祉というふうにとらえられる可能性はあると思いますので、大体、この1から52までの中身を見ると、ちょっと過激に書いてあるところもありますけれども、簡単な書き出しで、以下の項目を除くものとするみたいな感じで、重要事項については、とらえてるところが多いんで、私も2の1、2の2はなくて、1番についてを簡単に書いてネガティブ方式を除くような方法がいいのかなと思います。

以上です。

○委員長

そのほかないでしょうか。

○副委員長

であればですね、皆さんの意見を尊重するってことであれば、例えば文言をですね、「市民の福祉に」っていうふうにするのではなくて、「市全体に重大な影響を及ぼす可能性がある」とすると、誰もが納得できる文言になるのかなって。要するに、福祉だとか、利害関係っていう文言があるとよくないのであって、市民あるいは、市全体に重大な影響を及ぼすというふうにすると、例えば、ある特定の政治的に争点づくりのために、自分の選挙のためじゃないのってことも排除できるっていうふうになろうかと思っておりますので。

ファイリングされてる冊子の22ページにある47番、草津なんかは、市全体に重大な影響を与え、うんぬんということになっておりますので、こういうのが参考になるのかなとも思います。皆さんの、お三方のご意見を尊重するのであれば。

以上です。

○委員長

今の意見をまとめていただいたわけですが、そのほか、いらっしゃいますか。

では、副委員長がまとめていただいたようなご意見の方向性で、後でまた戻るとして、そんなふうなことで定義の方はまとめますと、なるべく細かい、福祉とか、

勘違いされるような利害とかっていうのは一応やめて、市全体に大きな影響を与えるようなものが、市政運営の重要事項であって、ていうのが定義にしておいて、あとはネガティブリストをどう外していくかっていう構造がご意見だったと思うのですが。

では次に、ネガティブリストの書き方でいかがですか、何かありますか。

#### ○委員長

明らかに簡単なのは、この②ですよ。議会の解散請求とか、そういうのは当然やる必要はないので、②は問題ないですよ。

あと④でよくあるのは、市が例えば、部長をこの人がいいかどうかなんて住民投票するわけにはいかないんで、それは当たり前で、それよりもむしろ、人事システムとか、人事に関する重要な判断っていうことなんですけど、これも一応、地方自治法上、市長の専決事項とされてますので、組織構成とかですね、そういうのを除くのは、どこの市町村でも書かれてると思いますが、②④は問題ないかなと思います。

そう考えると、①③あるいは⑤あたりかと思うのですが、いかがですか。

例えば、産業廃棄物の最終処理場というのを念頭に置いて、既に住民投票で実施している御嵩町とかありまして、いろいろ暴力団がらみで問題がある所なんですけど、産廃処分場のことを考えた場合に、産廃処分場というのは、基本的には産業廃棄物処理法上、知事の権限なんで、①の市の権限に属さない事項、①に属してしまうかもしれない。あるいは、属さなくて、市長が知事に対して意見を言えるんですね。法的に。その意見を言うっていうのは、市の権限に属するのかもしれないですね。そういうので、ちょっとこれ、法的にまだ争いがあります。だからどうするかっていうのがあるんですけども。

一方で、産業廃棄物処理場っていうのは、特定の地域に関する事項でもあるかもしれませんね。さっき副委員長が言っていたように、市全体に影響を及ぼすような産業廃棄物処分場があるかどうか分かりませんが、もしそうだとすれば、除かれるのか、除かれないのかっていう、具体的にそんなことが、ネガティブリスト上、問題になってくる。

あともう一つ言えば、原発再稼働ですね。これは次回っていうことでしょうけども、法的には、市には権限はないわけですね。原子力規制委員会、あるいは原子炉等規制法で決まって、規制基準が厳しいのがいくつかあるわけですけども、クリアしたのが川内原発ということですが、地元同意が必要だっていうのは、すべてのマスコミに書いてありまして、地元同意っていうのが、市長が言いゃ同意を取れたってのが今の流れですが、いやそうじゃなくて、那珂市としては、住民の意見を聞きたいんだっていうことであれば、住民投票になる可能性だってあるわけですね。

そういったものが、ふさわしいかどうかっていうことになるわけですが、もしふさわしいとすれば、いったいどこで、ネガティブリスト上、はじかれないのかっていうことになりますよね。というような、産廃、あるいは原子炉とか、それ以外に



もいろいろありますんで、イメージ的にどれかっていうわけではありませんが、ネガティブリストの書き方としては、そんなものがありますよってことですね。

例えば、市役所を改築するかどうかなんてのは、どこで読んだらいいんですかね。市役所を全面的に建て替えるっていうのであれば、市長ができて、ただこれは予算が伴うので、議会で議決すればできちゃう。それをわざわざ市民に、これだけでいいかどうか、日立市なんかは、今は改築の関係で非常に大きな問題になっているわけですが、そういったものも、テーマとしてはあり得るか、よくないか。

具体的にいくつか例示しましたが、そういうのを頭の中に置きながら、ネガティブリストっていうのを検討した方がいいのかなって思うんですが。

○E委員

はい。

○委員長

はい。E委員。

○E委員

今、委員長さんの例で、例えば市役所建設、新庁舎を造るなんていう議題が出てきたときに、市長が諮って、議会が賛成多数なら決まるわけですよ。

○委員長

先ほどの意思決定の一番重要なAですね。

○E委員

基本的パターンね。そこに住民投票の問題が浮上するっていうのは、議会が間接政治で、市民を代表した人が議会にいますよね。その人たちが決めたことは尊重されるわけで、市民に対して。

ところが、市民が投票してみた結果と議会の結論が正反対になることが、実際には起きてるんですよ。

○委員長

そうですね。

○E委員

ありますよね。今までの事例でね。

だから、住民投票の意味がある。市長の立場になってみるとですよ。議会は俺の提案に反対したと、だけど、市民全員が反対しているわけではないって。本当は、市民一人ひとりに聞いたら、その数はどうなんだろうと。市長の立場になったら知りたいんだと思うんですよ。もし、否決されたらね。そのために住民投票というのが必要なんだろうと。

市長の方から出る住民投票っていうのは、議会の意見は大事けども、普通に聞いてみたい場合も、重要な案件では、例えば国が出してくる、県が出してくる産廃処分場について、自分の意見を言う時に、自分の個人的な意見より、議会の意見はもちろん聞きますけど、市民の一人ひとりはどう思っているんだと、その正確な数は投票しないと分かんないんですよ。重要案件に関して、市長はみんなに直で諮

りたいていというのがあると思うんですよ。

○委員長

はい。それで何ですか。

○E委員

だから、市の権限に、①の権限に属さない事項は除く。

○委員長

除かれていますね。今のをまとめると。

○E委員

それはそれでいいと。

○委員長

先ほど例で出した市役所の改築の話との関係は、どういう関係になりますか。市役所の建て替えの。

○E委員

仮定の話が出たものですから。

○委員長

今、大事なことをいくつか言っていただきましたが、定義のところに、市民間、議会間で意見の相違が見られるものっていうふうには書いてる自治体もあるんですね。今言われたのは、そういう例ですね。それはあんまり書かない方がいいっていうことになって、さっきの問題は結論づけたので。

意見が分かれるっていうのは、やっぱり入れた方がいいんですか。そういう意味で言われたのですか。

○E委員

入れた方がいいとは、思いますが、実際は。

○委員長

分かりました。ネガティブリストへの影響のご意見としては、産廃処分場の話が出ましたが。

○E委員

いいです。産廃は。

○委員長

いいですか、はい。

とりあえず、まずはネガティブリストについて、何かご意見ありますか。

はい。C委員。

○C委員

ちょっと分からないんですけども。市役所の建て替えにこだわっちゃって申し訳ないんですけども。例えば、市長が提案し、議会が承認すれば、市役所の建て替えなんていうのには、住民は、参加ができないんですか今はね。

○委員長

今は、現実的に法的な意味ではないです。

○C委員

ないんですか。ていうことであれば、それだけ大きなお金をかけてやるような、例えばそういう話が決まりそうなときには、市民としては「ちょっと待ってくれや」と。財政赤字なのにと。そういうのは、住民投票の中に入れてほしいなと私は思いますけれども。

○委員長

莫大な施設を造っちゃって、市に多額の損害を与えてるって意味では、事後的には住民訴訟制度っていうのがあって、住民は市長がへんてこりんな物を造っちゃったんで、賠償請求するような制度はありますが、これ事後的なんで、やるかやらないかっていう事前の制度は、今のところはございませんので。

それを入れるというC委員の意見は、あるとすれば、それはおそらく、今の状況でも読めるのではないかなと思うんですが。ネガティブリストですから、ネガティブに外すものではないので、市全体に影響を及ぼしますよね。市役所の大きな建て替えなんかは。

そういうのは定義でもう引っかかって、ネガティブリストに引っかからなければ、テーマに選ばれるということになりますね。

○A委員

今の話でいくと、2ページにありますけど、例えば、市長のリコールを請求する。それがあって、そういう場合には、リコールですよ。そういう形になるんですかね。

○委員長

それも正に事後的な、住民訴訟と同じですね。そういう意味では、あくまでも政策決定に関して、住民の感覚をどう考えるかっていうことですね。

終わった後におかしなことをやったっていう場合は、ちょっと別の話になります。

それ以外、市役所の改築などが、テーマとしてはあり得るんじゃないかというご意見は、重要なご意見ですが、ネガティブリストに影響を与えることではないですね。

はい。A委員。

○A委員

ネガティブリストでもって、私は方式がいいという話なんですけど、結局、そう簡単に、住民投票の請求が起こされたんでは困るんですね。簡単に。

ですから、やっぱりそれを規制するっていうことをしないとまずいで、私はネガティブの方がいいんじゃないかなっていうことで、そういうふうにしたんですけど。

○委員長

分かりました。簡単にしないようにするっていうのは、署名とかですね、発議権とかっていうところでも、規制と言うか、関門がありまして、今のところは、内容でどうかっていう、簡単に起こせない内容にした方がいいっていうご意見か、それ

とも、もう少しネガティブリストをがんがん書くってということなんですか。

○A委員

どこまで書くかっていうのは、あれなんですけど。できればそういう形の方にしとかないと、やっぱり簡単にね、簡単なつまらない問題で、住民投票されたんでは、困っちゃうんで。

○委員長

それも大事な意見ですが、重要な事項なんですよ。定義でも、重要な事項をやっていうんで、簡単なつまらない問題でやっては困るっていうのは、そういう意味では、この形で排除できないでしょうか。

○A委員

大丈夫だと思います。

○委員長

全体的な話しで。そのほか、ネガティブリストのことで何かありますか。

はい。E委員。

○E委員

ネガティブリストに1から5まであります。③の特定の市民又は特定の地域のみに関する事項というのも、これも誰が考えても当然ですよ。特定の地域のことを住民が諮る必要はないと、重要事項に当たらないっていうことで排除するっていうのは、当たり前だから③もOK。

⑤が、これが大事だと思うんです。これがあるとないでは。どれにも引っかからないけど、これが大事というのは、ある意味で、漠としてて、判断する人が、これに不適當というのが誰が判断するかで、でもこれを入れとけば、つまらないというか、小さな事項は該当しないっていうことではじける。上の四つに該当しなくても、五つ目には、重大事項に当たらないものは、ここの5番で引っかかるので、5番は大事と。

ということで、1から5でいいと思うんですけどね。

○委員長

3はもう問題ないってのご意見でしたね。

例えばですね、皆さん市民感覚でどうでしょうか。9ページにリストありますね。具体的な例で、今問題になっている林地開発。特定の地域の林地開発とか、規模が大きいとしてですね。

それから産廃処分場、14番なんかは、これはどうですか。地域の問題ということではじけますか。はじけると思われますか。

○C委員

例えば、産廃ですとか、大きなもの、原発の廃棄物の仮置き場の話なんかもありますよね。それを例えば、市の外れの方に持ってきたからといって、特定な地域とは言えないと思うんですね。那珂市全体に影響を及ぼすし、ほかのところに及ぼす可能性もありますから。

それは立地的には、何て言うんですか、特定の地域でしたっけ。外れの方で特定の地域だけれども、それは及ぼす影響からいったら、特定な地域とは判断できないんで、この3番の方には入らないんじゃないかと思うんですけれども。

○委員長

特定の地域という言葉がネガティブリストに生かしたとしても、産廃などについては、住民投票のテーマになるんじゃないかと。

○C委員

なると思います。というのは特定の地域とはいえ、置き場所が外れの方であっても、それは市全体、もっと市以外にも及ぶのではないかなというふうに。

○委員長

その辺が、私は地元民ではないので、那珂市に産廃処分場ができるとなった場合に、市の重要な事項として、スムーズにぱっと読めますか。

特定の地域だろうと読めない、あるいは市全体に影響があると、定義でさっき副委員長からありましたように、市全体に影響を及ぼすものだっていうことを、産廃としてスムーズに認識できますか。

○C委員

産廃だと、産廃だったらば、特定の地域の人だけかもしれないけれども、原子力の仮置き場、なんていうのは、特定の地域とは言えないんじゃないのかなと思うんですよね。

その規模の大きさによって、し尿処理場を造るのは特定の地域かもしれない、葬祭場を造るのは特定の地域かもしれないけれども、原子力の仮置き場なんていうのは。

○委員長

スムーズに市民感覚で読めればいいと思うんです。

例えば、斎場の問題なんかありますね。8番。これ特定の施設なんで、これなんかは、はじかれますよね。

それから、林地開発、産廃処分場、原子力再稼働なんてのは、立地的な問題ですけども、原子力再稼働などは、市民全体に影響があるだろうということで、はじかれない。ということですか。

○C委員

そうですね。

○A委員

ちょっといいですか。

○委員長

はい。A委員。

○A委員

先ほども言いましたけども、100年、200年後でも放射能っていうのは残るんですね。100年、200年経ってから、それを撤去して、なくなるのかっていう。放射性

物質っていうのはなくならないですよ。

ですから、そういうことでもって判断してけばいいんじゃないかと思うんですね。

○委員長

それは、ネガティブリストの関係でいうと、どういうことになりますか。

あるいは、議論したように、ネガティブリストに規定しちゃうと、テーマになるやつがはじかれるか、はじかれなかっていう。

具体的に、今考えていただきたいんです。

○A委員

それはですから、もし問題が起こった場合に、ネガティブリストに照らし合わせて、長きにわたってかかる問題については、定義すべきだと。認めるべきだと。

○委員長

ですから、ネガティブリストに挙げなければ、住民投票のテーマになるわけですね。全体に影響があると。

今言ったような措置は、ネガティブリストの関係でいうとどうなりますか。

○A委員

問題はないと。

○委員長

そのほか、何かありますか。

今問題になっているのは、3番が、特定の地域というのが、ある程度市全体に影響を及ぼすっていう大きなものだという認識があれば、定義にも引っかかるし、特定の地域っていうのが、斎場とかそういうのは特定の地域であるけれども、産廃とか、産廃は分かりませんね。意見が分かれました。

原発とか、そういうのはそうじゃないと。ネガティブリストに該当しない。

つまり、対象になるだろうという認識ですか。

○C委員

そうですね。

○委員長

3番の特定の市民に限らず、特定の地域について、疑義ありますか。

大丈夫ですか。

○E委員

はい。産廃処理場とか、原子力の廃棄物の汚染物質の仮置き場だとか、それを特定の地域と処理できるか、町の問題だと、市全体の問題だと、これもやっぱり意見分かれちゃうますよね。

だからこれ、結局決定する人がおいおい話に出てくるでしょう、これから審議して、この出た事案をいろいろ条例に照らし合わせて、住民投票するしないって決める人がいるわけですよ。一つは市長なんですかね。その人の権限に、お任せになっちゃうのかなと。

○委員長

③のことはどうですか。

○E委員

③は、このままでいいんじゃないですか。

○委員長

疑義なく、大きな問題なく、除外されることなく、テーマになるだろうという認識でよろしいですか。

例えば、一つだけ、斎場なんかどうなりますか。斎場の建設。特定の住民は、やだやだって言うけど、市全体でとしては必要だって指摘がありますよね。

それはどうですか。

○A委員

3になると思いますね。

○委員長

3になって、除外されて、斎場は住民投票の対象にならない。

○A委員

ならない。

○E委員

そうですね。

○委員長

そういう認識でいいですか。解釈は、条例が出来てから、解釈する人が解釈することになるんですけど、我々、作る立場としては、そんなイメージでいいですか。

○E委員

そうですね。

○委員長

産廃はどうなんですか。

○C委員

3番に該当するというか、対象にはならないと思うんですけども、原子力の今のごみですね。ごみの仮置き場なんていうのは。

○委員長

いわゆる産業廃棄物は。

○C委員

産業廃棄物は、その中間にあると思うんですよ。そういうのは、5番でも言うてるけれども、これから先の話でしようが、判断者を誰にするのか、判断方法はどうかにかかってくると思いますね。

○委員長

分かりました。ここはちょっとグレーですね。3番については。産廃処分場については。これは、また議論するとして。

E委員が言われた、5番目の不適当なことが明らかな事項についての判断する人が誰かということも含めて、5番が大事だということですが、これについて意見あ

りますか。

○C委員

時間も押してきちゃうかなと思いますんで、これはやっぱり入れとかないとまずいと思います。これがあって、あとはさっきも言ったように判断者、判断基準、そういうものをしっかりと作るというようなことで、5番を入れておかないと、まずいかなと思います。

○委員長

入れること自体いいということですね。

入れたときに、定義が市全体に影響を及ぼす重要なことってあって、ネガティブリストで2、3、4は外れて、それ以外に外すものって具体的にイメージできますか。イメージできなくても、後々いろんな問題が出てきますから、当然置いておいた方がいいんだろうということは思いますが。置いておいた方がいいんだろうと思ったときに、誰がこれ判断することになりますか。

○D委員

権限を持っている方が判断せざるを得ないと思いますね。

○委員長

そうした場合には、基本的に市長になるんですが、市長が判断するっていう規定を置く必要はありますか。この条例に。そういうのを置いているところは全国的にあまりないんです。ないんですけど、疑義が無いようにしないと、さっきの広島市のようになってしまって、市長はそんな判断できないっていう意見も学者の中で強いんですね。そういう権限がない。条例に書いてないから。ちょっとこれ、法的に問題になってるんですけど。これは、ここで決める話じゃないのかもしれませんが、意外とあとで問題になりそうですね。

D委員の言われたように、何も書いてなければ、市長が包括的に権限がありますんで、市長の判断だっていう。あるいは規則に書くってこともあるんですが、通常、処分とかそういうのは条例に書くってことになるんで。裁判の中で論点になりますね。

⑤はそういうような認識で、最終的には市長が判断することになると。判断する時点は、おそらく、署名が、例えば10パーセントが集まった段階なのか、あるいは最初の代表者の署名をもらったときなのかっていうのも、後で議論になると思いますが。

時間の関係で次行きたいと思いますが、今、検討1については、まとめると、最初からご意見いただいたように、ネガティブリスト。これ、どこでも多いので、それを前提に議論になりましたけど、それについて、ポジティブリストだけでいくっていうのは、難しいっていうような、特にA委員のような意見がありましたので、ネガティブリストがいいんじゃないかと。はじき方としては、基本的には、1、2、3、4、5でいいんじゃないかということ。

それから、先ほどの最初の定義の部分を、もう少し幅広に、副委員長がまとめて



くれたようなご意見で整理してはどうか。ていう感じですかね。

そういう意味で、市の意思を明確に表示するっていうのは一体何かとか、そういうのもあるんですが、今日は時間がないので、後でまた、資料などをご用意いただいて、次回、あるいは最後にまとめてってこともできますので、ご理解いただきたいと思います。

というわけで、検討1はそういうことでよろしいですか。

(同意の声あり)

○委員長

それでは、次、検討3。

○事務局

すいません、委員長。よろしいですか。

○事務局

10 ページ以降はやらなくて。

○委員長

これはみんな読んでいるので。何か。

○事務局

ないです。事例なんで。

○委員長

参考までに、ここは書いてあったんじゃないんですか。

○事務局

そうしますと、10 ページのことで、繰り返しになってしまいますけど、対象事項は③の方針でいくということになったわけですね。

○委員長

そうですね。ネガティブリスト以外に意見はでなかった。

○事務局

はい。

○委員長

ネガティブリストについても議論しましたが、概ねこんな形で、若干グレーなところありましたね。それについては、後でまた議論したいと思います。

次、検討3です。先に論点だけ説明いただいて。

イ 検討3 投票の形式について

○事務局

検討3に入る前に、事前のおさらいではないですけど、ご説明をさせていただきます。検討3というのは、論点4の投票の形式についてでございます。

設問及び選択肢の設定の基本的な考え方ということでございます。

まず、個別設置型の条例では、条例自体に設問及び選択肢を規定することができませんが、常設型条例の場合は、どのように、誰がその設問及び選択肢を設定するの

かが重要な問題になります。この設定プロセスは、極めて政治的な作業であり、設問や選択肢を集約していく過程が大きな意味を持っていると考えられます。つまり、発議者が住民投票で多数を得るために焦点を絞った設問や選択肢を提案することも考えられますし、逆に住民投票のポイントをずらしたいと考える人たちが、あいまいな設問や選択肢を設けて、投票結果の尊重義務を実質的に緩和するというような手段を講じるようなことも考えられます。

次、飛ばしまして、選択肢の設定について考えてみますと、二者択一で賛否を問う方法であれば、その設定者による恣意的な操作の可能性はかなり低くなると考えられます。しかしながら、住民投票においては、選択肢が3つ以上になることや、「賛成」「反対」以外の二者択一の選択肢を設けることもあります。最近の事例では、住民投票を世論調査のように考えて、「どちらとも言えない」「合併するのはやむを得ない」などというあいまいな選択肢を設定している場合もみられます。

以上のように、設問や選択肢の設定の仕方によっては、投票結果に大きな差が生じることが予想されております。そのため、なるべく恣意性を排除した、公正かつ公平な設問、選択肢の設定の仕組みを構築する必要があると考えております。

3 ページから、4 ページ、5 ページ、6 ページは、各々52 自治体のそれぞれの投票の形式と投票方法を書いております。

8 ページの方、なお、52 の常設型条例では、すべて二者択一方式で賛否を問う形式を採用しております。ただし、複数選択できるという文言が付いているものもありますが、基本的には二者択一で賛否を問う形式を採用しております。これは、前に述べました、なるべく恣意性を排除しようとした意思が働いたものと推測されております。また、選択肢を二者択一とするか、それ以上の数にするかは、その住民投票にかける事案の性質によることも考えられます。現在、市町村合併に関する住民投票が多く行われておりますが、例えば、合併協議会から脱退することに「賛成」か「反対」かという設問であれば、非常に明快であります。しかしながら、ただ単に合併することに「賛成」か「反対」かいう場合、合併には反対であるが、A町と合併するくらいなら、B町との合併を希望するような場合もあり、これが正しくパラドックスの発生の一例と考えられております。

それでは、検討3の投票の形式について、ご説明させていただきます。

検討3の投票の形式ですが、まず、①「二者択一」のみの規定にする。②「選択肢の数は定めない」という、いくらでもいいという規定にする。③「原則、二者択一、場合により多数の選択肢も認める」という規定にする。以上、三つの選択肢を選ばせていただきました。この中で、最終的にどちらか一つを選択していただくこととなります。

参考としまして、52 自治体の参考になります。

「二者択一」のみ規定しているのが、44 自治体。「選択肢の数は定めない」という規定にしているが、無しです。「原則、二者択一、場合により多数の選択肢も認める」という規定にしているのが、8 自治体ですね。下に市町村名が書いてあります。

また、那珂市と人口が同レベルの9自治体の場合ということで、すいません、検討1の方に入れてしまったのですが、那珂市と人口が同レベルの9自治体というのは、北海道の北広島市、岩手県の宮古市、千葉県銚子市、愛知県高浜市、山口県山陽小野田市、岩手県滝沢市、埼玉県白岡市、神奈川県逗子市、滋賀県野洲市、これが人口がプラスマイナス1万人の差の市になっております。

9自治体ございますが、この中で、二者択一のみの規定としているのが、8自治体ですね。北広島市、宮古市、白岡市、銚子市、逗子市、高浜市、野洲市、山陽小野田市ですね。内容を見ますと、北広島市の条例を見ますと、市民投票の形式ということで、第7条、市民投票は、賛成又は反対を問う形式とするということになっております。解説としまして、この条例は、投票の形式については、賛成又は反対を問うことを定めたものです。これは、市民投票の実施事項をできる限り単純化して提示することにより、市民の判断を明確に反映させるためですとなっております。

その下に、宮古市の例を挙げております。宮古市の方も、投票の形式ということで、第9条、住民投票は、二者択一で賛否を問う形式で行わなければならない。宮古市の説明でございますが、個別設置型の住民投票条例であれば、住民投票制定の都度、条例自体に設問及び選択肢を規定することができますが、宮古市は常設型の住民投票条例であることから、設問及び選択肢の設定に関する規定は、様々な事案に対応できる必要があります。このことから、設問及び選択肢の設定について、「住民投票は、二者択一で賛否を問う形式行わなければならない。」と規定しています。

この場合、設問の設定が二者択一となっているか、あるいはその内容が住民投票の実施を請求できる事項に該当するかについて、署名活動終了後に審査したのでは、署名活動に費やした労力が無駄となる可能性もあります。そこで、手続の詳細については規則で定めますが、署名活動開始前に設問の内容及び設定について審査し、場合によっては修正を経た上で、設問を確定させ、証明書等を交付した後に署名活動に入るよう規定します。というふうになっております。

続きまして、「原則、二者択一、場合により多数の選択肢も認める」という規定にしているのが、9自治体の中で、1自治体、滝沢市であります。「住民投票の形式は、二者択一で賛否を問う形式とします。なお、市長が認めたときは、選択肢を複数にすることもできます。」と記載しております。

7ページの方に移ります。

先ほど説明しました9自治体以外のほかの自治体の場合を挙げております。「二者択一」のみの規定とするもので、芦別市、住民投票の形式、第5条、住民投票に付する事案は、二者択一で賛否を問う形式のものでなければならない。解説としまして、投票の形式については、二者択一で賛否を問う形式とします。これは、課題をできる限り単純化して提示することにより、住民の判断を明確に反映させようとするものです。

#### ○事務局

あとは、同じになりますので、省略します。

○委員長

今、ご説明いただいたように、二者択一に限るか、あるいは、二者択一によりがたい場合には、もっと増やすかというだけのことなのですが。

いかがですか。

○A委員

住民投票については、最も重要で、将来にわたって決定しなければならない事項になるので、二者択一が一番いいというふうに私は思います。

○委員長

そのほか。はい。B委員。

○B委員

私も同意見で、二者択一の方がよろしいと思います。

中間的な選択肢を求めると、ますますちょっと結果的に、解釈の仕方でいろいろあると思いますので、どちらかはっきりということで、求めた方がよろしいかなと。

設問にもよりますけども。

○委員長

設問は、二者択一になるので。

○B委員

そうですね。

○委員長

二者択一で。

○B委員

そうです。

○委員長

そのほかありますか。

○C委員

ここに、1、2、3と選択肢というか、参考の中にあるんですけど、2番は当然、全国的にも例がないということで、1番の二者択一が一番多く、3番にしても、二者択一、場合によってはというような言い方でやってるところが、若干ありますということなんですけれども、やっぱり住民投票にかける焦点がぼけないように、きっちりとあいまいな回答がないようにするには、二者択一でいくのが一番いいというふうに私も思います。

○委員長

D委員はどうですか。

○D委員

同じ意見です。

○委員長

E委員。

○E委員

はい。結論は二者択一です。

理由は、市長や議会に住民の意思を「こうです」と示すわけですから、結論が分かりやすい方がいいということで、二者択一なら、必ず過半数取る方が、マルかバツかのどちらかが取りますから、選択肢を増やせば増やすほど、答えのグループが分散してしまって、例えば三つに分けたときに、30何パーセントかずつ分かれたら、投票の数で、那珂市でいえば何万人がおそらく有効数になるでしょうから、同数にはならないから順番は1、2、3って付けられても、全体を見たら、何この数字は大体似たりよったりじゃないのっていうと、議会や市長に与えるインパクトは弱くなる。

二つから一つ選べば、できれば大差の方がいいわけですけど、過半数をどちらかが必ず取りますから、示しやすい。訴える力も大きくなるということで、二者択一にぜひしていただきたい。

#### ○F委員

私も基本的には二者択一でやっていった方がいいかなとは思いますが。

ただ、二者択一の場合、マルかバツか、つまり賛成か反対かってことで、意見を求めるのがやっぱりすっきりしていいと思うんですね。

その中には3番目の選択肢として、白紙というのが当然出てきますよね。

だから、わざわざうやむやな選択肢を一杯設ける必要もないですし、賛成か反対、その二つでやっていった方がすっきりすると思うんですが。

#### ○委員長

私はどちらでも。ただ、イエスかノーかだけ決めて、分かりやすいと言えば分かりやすいんですけども、結局これ、法的拘束力がなくて、意見を表明するだけなんで、それを踏まえて市長や議会が判断すればいいんで、二つにしたから市長が判断しやすいっていうのは、判断する側からすれば、選択肢が三つぐらいあって、その中で判断するんだっていうこともあり得るわけです。

そういう意味で、二者択一だけれども、場合によっては、三者か分かりませんが、よりがたい事案が今後出てきた場合、それでも二者択一がいいですか。

#### ○E委員

例えば、那珂市でこれからの将来、合併さらにするかというときに、那珂市が隣接してるのは、多分7市町村ぐらいあるんですよね。

どことも、水戸に限らず、ひたちなかに限らず、可能性としてはあるわけじゃないですか、そうするとその七つを並べて、この中からどれがいいか選べみたいな感じにしたら、すごく分かれちゃう、以外とね。

それは、三つぐらいに絞ったとしても、二つがいいっていうのは、二つにするまで、議会なり、市長なり、市職員や自治会の方もいるけど、十分に二つに論点を絞る。合併するという意見が多くなったら、どこがいいんだっていうのをずっと議論で深めていく。間接政治でずっとやってって、最後の決めるところで、二つに絞ってから住民投票にかける。

そういう意味で、選択肢は幾つもは入れなくてもいいという考え方なんです。

○委員長

議論をして二つに絞ること自体は執行部、あるいは議会の役割で、選択するのは二つっていうことですね。

定義なんですけど、例外的に設けるということ自体も、いらない。

○E委員

私はいらない。

○委員長

例外いらない。二つに絞る。これから世の中、二つしかない。他意はないです。いいですか。そういうことで。

では、二者択一で例外は設けないというご意見をいただきまして、結論ということでまとめたいと思います。

#### ウ 検討4 投票の成立要件について

○委員長

では、次お願いします。

検討4ですね。投票の成立要件について説明をお願いします。

○事務局

はい。続きまして、検討4、投票の成立要件について、ご説明いたします。

成立要件の方ですが、3ページの方が見やすいと思います。

成立要件をどうするかと、この場合は、成立要件を規定しないのか、規定するか、規定はなしなのかと、その中からまた分かれまして、成立しなかった場合の開票作業をどうするのか、ありにするのか、なしにするのか。

また、開票して判定基準ですね、判定基準をありにするのか、なしにするのかということで、八つの選択肢が出てきてしまいます。当初の説明とは、かなり違っております。

成立要件を何も規定しないが、①ですね。成立要件を規定します、2分の1とか。規定して、なおかつ成立しなくても、成立要件を満たさなくても、開票して、なおかつ判断基準があるのが②。成立要件があつて、開票作業をして、判定基準がなしが③。成立要件があつて、成立要件を満たさない場合は、開票作業がなし、判定基準が付いているのが④。判定基準がないのが⑤。成立要件がなしで、開票作業がありで、判定基準がありが⑥。判定基準なしが⑦。成立要件がなしで、開票作業がなしで、判定基準があるのが⑧ということで、分けさせていただきました。

その次のページが、その内容でございます。

まず、4ページですね。成立要件を規定しないのが、15自治体ございます。次、②の方ですね。成立要件があつて、成立しなかった場合の開票作業をすると、ありと、投票結果判定基準がありという規定をしているのが、1団体ですね、北広島市が1団体あります。これは、成立要件が2分の1ですね。判定基準は投票した者の

中の過半数ですね。それが基準ですね。③の方が成立要件があつて、成立しなかった場合の開票作業をすると、投票結果の判断基準がないですよという規定をしているのが、4自治体ございます。成立要件は2分の1、4自治体とも、成立要件は2分の1になっております。④成立要件あり、成立しなかった場合の開票作業なし、投票結果判定基準ありという規定をしているのが、15自治体ございます。同じく、15自治体のうち、成立要件が2分の1、15自治体すべてですね。判定基準が過半数と、15自治体が過半数となっております。⑤の成立要件がありまして、成立しなかった場合の開票作業なし、投票結果判定基準なしという規定をしているのが、17自治体ございます。成立要件の方が2分の1と規定しているのが、15自治体。上記のうちの15自治体です。3分の1と規定しているが富士見市、10分の4が木曾町。木曾町が成立要件が10分の4ということで規定しております。⑥の成立要件がなく、成立しなかった場合の開票作業があり、投票結果判定基準ありという規定をしているのがなし。⑦番もなし、⑧番もなしという状況になっております。

ここでまた同じく、那珂市と人口が同レベル、9自治体の場合でございます。

成立要件を規定しないのが1自治体、銚子市。成立要件があつて、成立しなかった場合の開票作業があつて、開票結果判定基準ありという規定をしているのが1自治体、北広島市ですね。北広島市の条例でございます。投票の成立要件等、第11条、市民投票は1の事項について、投票した者の総数が当該市民投票の投票資格者の数の2分の1に満たないときは、成立しないものとする。ただし、当該市民投票の開票については、行うものとする。2市民投票の結果は、有効投票総数の過半数をもって決するものとするということでございます。

○委員長

成立要件なしの方は、みんな同じですから。

○事務局

はい。成立要件ありで、開票作業あり、判定基準なしというのが1自治体、白岡市になっております。成立要件があつて、成立しなかった場合の開票作業はなし、投票結果判定基準ありという規定が4自治体になっております。

⑤番だけ、すいません。成立要件があつて、成立しなかった場合の開票作業なし、投票結果判定基準なしが2自治体で、逗子市と野洲市になっております。

以上、簡単に説明させていただきましたが、以上でございます。

○委員長

これは、投票の成立要件ですね。住民投票して、投票率が少ないのに開票して、影響力があつたりして、それに尊重義務が生じちゃうといろんな問題があるっていうんで、一定数を設けて、半数の2分の1が多いんですけど、そういうのを設けるか設けないかってのがまず大事かと思えますんで、その辺りについてご意見ありますか。

投票はするんですね。お金をかけてするんですけども、投票率が20パーセント、30パーセントになった場合には、これ投票しても、結果が分かって、あまり意味

がないんじゃないかというご意見があって、成立要件っていうのを設けようというわけです。

投票結果が尊重義務しかありませんけれども、尊重するっていうのも、事実上、大きな影響力があるのでっていうこともあるんでしょうけども。

その辺りご意見いかがですか。成立要件についていかがですか。

○C委員

ちょっと内容がよく分からないんですけど、この中の4番の成立条件あり、開票なし、判定基準あり、この判定基準が過半数っていうのは、開票しない中での判定って、賛成、反対の判定じゃないんですよね。これはきっとね。

事務局さんの方から。

○委員長

④は何かっていうことですか。

○C委員

そうです。

○事務局

成立要件っていうのは、投票率のことをいってまして、投票率が半分、2分の1以上ないと成立しませんよという基準でございます。

成立しなかった場合の開票作業はないんです。2分の1以上、50パーセント以上投票率がないと、開票しませんよと。この場合、投票結果判定基準ありっていうのは、成立した場合、開票しまして、開票した中身が判定基準で半分、過半数を超えていなければ、基準にならない。

○委員長

開票しないんですから。

○C委員

すいません。勘違いしてました。

○委員長

開票しないので、開票しないのに判定基準があってもなくても、おかしい話なんですね。

○C委員

開票しなかったものに対してじゃなくて、成立したものに対しての話。

○事務局

開票してのことです。やった場合です。

○委員長

こういうふうの流れていかないのかもしれないんですけど、ちょっと分かりづらくないかもしれません。いずれにせよ、まず、投票の成立要件を設けるか、設けないか。

結局、成立要件を設けるということは、尊重義務が発生するかどうかっていうことで、投票が未成立、実施したけど成立しなかったっていうのが結構ありますね。

去年も、小平市の都市計画道路のやつをやりましたけども、50パーセントを満た



ない、37パーセントぐらいで、成立しないってことにしましたが、開票しないってことが条例に書いてなかったので、開票しろと住民から情報公開請求が、それがこの前の9月で、東京地裁で住民側が負けましたけども、高裁に行く。

そういうトラブルもあるってことを前提に、開票するかしないかってのは大事だと思うんですが、いずれにしても、前提として、成立要件を認めるか認めないかということについて、ご意見ありますか。

○D委員

私の考えでは、投票の成立っていうんですか、これは住民投票のときに、住民の半分をもって投票成立と。

ですから、那珂市で言えば、4万幾つかの住民がいますね。2万幾つかの投票がなければ、もう成立しないという前提で、成立要件を決めるべきだろうと思います。

言うなれば、4分の1ですね。市民の2分の1、4分の1以上なければ、開票はしないと。

○委員長

成立要件を設けるべきだという意見ですね。その割合が幾つですか。

○D委員

2分の1の2分の1、言うなれば、住民の4分の1ということです。

○委員長

どういう意味ですか。

○D委員

投票権を持ってるのが、2分の1なければ、投票やってもしょうがない。開票してもしょうがないということです。

○委員長

2分の1の2分の1ってのは、どういう意味ですか。

○D委員

それで、開票作業がやるかどうかは2分の1、また投票の2分の1ということで、ない場合はやらないと。

○委員長

まず投票がありますね。投票があったときに2分の1、要するに50パーセントに投票率が満たない場合は、成立しない。

○D委員

はい。

○委員長

仮に成立した場合は。

○D委員

成立した場合も、その2分の1と。

○委員長

それが住民投票の効果として。一方で言うと、判定基準ということですね。

判定基準という言葉が分かりづらいかもしれませんが、そういうことですね。  
成立要件は2分の1ということですね。

○D委員

はい。

○委員長

はい。A委員。

○A委員

成立条件ありでしたいと思います。それはやっぱり住民投票がですね、2分の1以下という。そんな関心のないような住民投票にするということ自体が間違ってますので、これはありがたいというふうに思ってます。

○委員長

参考までに、市長選挙とか議会選挙は何パーセントになりますか。投票率は。おおざっぱでもいいんですが。

(60パーセント弱との声)

○委員長

市長選挙は60弱。

○事務局

正確な数字はあれですけども、50パーセント代だと思います。50パーセント前半。

○委員長

それは市長選挙で。

○事務局

はい。

○委員長

市長選挙が50パーセント前半で、議会選挙は。

(60パーセント前後との声)

○委員長

何となく、それが大事なんですね。分からないと何とも。

ちなみに、去年の小平市の住民投票は37パーセントかでしたが、市長選挙もやっぱり30何パーセントだったんですね。それで、50パーセントっていうふうの開票条件というか、成立要件を設けたのは、条例が出来てから市長が追加で提案したんですね。それ、かなり批判されまして、自分の投票率よりも、高く設定するのはおかしいと。

○事務局

市長選挙が50.77です。議会議員選挙が57.76です。

○委員長

市長選挙が50.77、議会選挙が57.76。

○事務局

はい。

○委員長

ということで、50 パーセントかろうじてという感じですが、一応これで成立要件 50 パーセントを超えると。

ちなみに、私の知る限りで、昨年大きな問題になった小平市では、市長は、マスコミからこういうふうに言われてるんですね。

自分の投票率が 30 数パーセント、50 パーセント満たしていないのに、条例で住民投票の成立要件を 50 パーセントに提案したのは、おかしいんじゃないかと言ったときには、市長選挙っていうのは、争点一杯あるけれども、住民投票っていうのは単一の争点なんで、投票率が比較的多くないと意味がないっていうふうな答弁なんです。それがいいかどうかっていうのは、ありますけどもね。

○委員長

E 委員。

○E 委員

成立要件は規定した方がいいと思います。

那珂市の市長選、50 ちょっとだったというけど、これちょっと低かった方じゃないですか。今までの那珂市の最近あれで、50 以下になったことはなかったように記憶してますよね。市議選もそうですが。

○D 委員

那珂市はほとんど市長選挙をやっていないんです。

○E 委員

少ないのね。市長選がね。

2、30 年のあれでは、50 を下回ったことは、私の記憶ではあまりないので。

それは、あくまで公職選挙法の方は参考で、住民投票って、また独自に作れますよね。設定できるいいところがあるわけで。

これは成立要件をやはり、わざわざお金かけて、手間かけて、これだけのことを住民に直接問うってのは、重大なことをやるわけだから、やはり投票率が大事で 50 パーセントを切っては、それは住民の総意ということ言うには弱い。

ほかの市町村の多くが、投票資格者の数の 2 分の 1 に満たないときは、成立しないとうたってますが、それでいいんだろうと思います。

○委員長

同じ意見ですね。2 分の 1 以内を設定して、成立要件を設けた方がいいんじゃないかというご意見です。そのほかありますか。

成立要件を設けるとこと、設けていないとこだけの割合でいうとどれぐらい、一杯選択肢があるので、分かりづらくなってるんですが、成立要件を規定しているのは、何自治体中、何自治体ですか。

○事務局

成立要件を規定しているものですか。

○委員長

52のうち、成立要件を規定しているのは、どれくらいなんですか。

○事務局

37 条例ですね。52のうち15が規定していないので、37です。

○委員長

52のうち、37が成立要件を規定してるということですね。

○事務局

そのうち、35 条例が2分の1以上、3分の1以上が1、10分の4が1つ。

○委員長

ですから、だいたい3分の2が成立要件を規定していて、3分の1が成立要件は規定していないということ。

今のところ、皆さんのご意見ですと、成立要件を規定した方がいいんじゃないかというご意見が多いですが、いかがですか。

これ、大事なところですので。いろんなご意見をいただきたいと思います。

○C委員

先ほどE委員からもお話があったんですけども、たくさんのお金をかけてやるという中では、規定をしないという、せっかくやったんだから、投票したんだから、それはみんなが知った方がいいという意味では、規定しないという選択肢もあるかとは思いますが、投票率が低いということは、偏った考え方とか、そういったものが上位に来る可能性がありますので、やはり標準的に考えれば、一般的に考えれば、半分、過半数、2分の1ですね。

それを設定した方が妥当だとは思いますが。

○委員長

いくつかご意見というか、参考までに、成立要件を設定する自治体でどういうことが起きているかと言うとですね。反対する側で投票のボイコット運動が起きてたりしますね。ですから、必ずしも、本当に意見を聞きたいという意味では、問題があるという指摘をする人もいます。

もう一方では、投票する義務があるので、今、C委員が前段で言われたように、市長としては、50パーセント満たなかったけども、投票した人がどんな意見を持っているか聞きたいという場合には、聞けないんですね。もし、成立要件を設けてしまった場合ですね。

成立要件を設けなくて、成立はしないんだけど開票するっていうのはあります。その辺りどうすればいいのかってのは、結構、全国でもめているところです。小平市なんか、正にそれが問題になっています。

○D委員

どっちみち、市長選だの議会選挙は、公職選挙法に引っかかりますから、宣伝も厳しくなると思うんですが、住民投票は制限ないですよ。

○委員長

それをどうするかってのは、これから議論しますが、基本的にはないだろうということですよ。

○D委員

今の公職選挙法ではないですね。ということは、やりたければ、たくさん運動しなければダメだという論点になりますね。投票率を上げるのには。

○委員長

簡単に言うと、私の考えではないんですが、話しとしてさせていただきますと、何か問題があって、反対したいという住民が一杯いて、それで直接請求をして条例を作って、住民投票をした例が結構ありまして、そういう場合には反対するんですから、ノーですよ。

ところが、施策側でイエスとしたい場合には、当然行かないという方法で、ボイコットをして、50パーセント満たないと。実際に開けたことがないから分かりませんが、40数パーセントだけでも、そのうちの9割がノーだったとしますよね。その場合には、それがまったく見えない、葬り去られてしまう。何千万かかけても。

ということも起こり得るということ。それをどう考えるかということですね。

○事務局

委員長。今の検討事項は、結構内容が重いと思うんですね。

○委員長

そうですね。

○事務局

事務局として考えたんですけども、一応、成立要件ありというところまでは、出たと思うんです。その後、時間も結構過ぎてますんで、次回ということもありなのかなと。

○委員長

今、事務局からお伝えいただきましたが、大方、成立要件を設けた方がいいという意見がありました。

そういう流れですが、重たい議題でもありますので、成立するかどうかっていうことは詰めの話ですので、次の回まで持越し、次の回というか、次の回は別なテーマにしまして、まとめの回でもいいかもしれませんが。

設けるとしては、どういうふうに設けるのか、2分の1というのが多いようですが、その辺りも含めて、議題を後続させるということではいかがですか。

○事務局

今日お配りした4ページ、5ページ、6ページに投票率のことで、ボイコット運動が出た時に、それに対してはどうしたらいいんだろうという資料が出てますので、参考に。

○委員長

何ページですか。

○事務局

お配りしました論点6です。

○事務局

その4ページ、5ページ、6ページ辺りに、先ほど委員長が言われたように、ボイコット運動が高まった時に、それに対しては、投票率が2分の1を下回ったとしても、開票すれば、その結果が生かされるのではないかということも書いてありますので、その辺のことも参考にしていただいて、次回にもう一度、議論していただければと思っています。

○委員長

ここに対策とか書いてありますので、もう一回読んでいただいて。

今日は、テーマとしては消化不良の部分もあるかもしれませんが、提出のものは一応終えて、結論が出たものと出てないものがありますけども、全般的に何かご質問、あるいはご意見ありますか。

(意見・質問なし)

○委員長

そうすると、次回は、事務局と相談しますが、今の話題、最後の部分をもう一回最初にやるかどうか、後で相談するとして、これで閉じたいと思います。

事務局にお返しします。

エ その他

○事務局

それではですね。次の委員会の日程でございますけども、来月の3日、期間が短いのですが、今のスケジュールでいうと、10月の3日ですね。金曜日午後2時から開催したいと考えております。

いかがでしょうか。

○委員長

大丈夫ですか。皆さん。

○事務局

10月3日午後2時ということで、会場等に関しては、またお知らせしますので、恐らく、第1回をやりました議場になると思います。

○事務局

第1回をやった2階の会議室になるかと思っています。議会が間もなく終わりますので。

(4) 閉会

○委員長

あと何か、事務局とか私も含めて、こんなのを調べてほしいとかありますか。今なければ、後でまたあれば、お願いします。

今の事務局の説明を含めて、何かありますか。

(意見・質問なし)

○委員長

それでは時間を超過しましたが、これで2回目を閉会させていただきます。ありがとうございました。